

〔資料〕

家族法典 1986年

——カナダ・オンタリオ州——

村 井 衡 平

オンタリオ州において、夫婦の財産関係を規律する法律として、1950年の「妻所有財産法」(The Married Women's property Act)をうけつぎ、同名の1960年法および1970年法が制定されていた。しかし、その間に同州における法改正の過程は、1960年の「オンタリオ州法律改正委員会・家族法調査プロジェクト」(The Ontario Law Reform Commission's Family Law project)により開始されていた。1967年に運営報告書(working paper)が公表されたのち、1974年には6部から成る報告書が出版され、その第4部で夫婦財産法の改正について、詳細な提案を行っていた。基本的には、婚姻は特有財産を維持し、婚姻解消に当っては、利益(gains)を平等に分配することを含んでいる。すなわち、離婚または一方の死亡に当り、婚姻財産(贈与、相続、遺贈、信託またはセトルメントによって取得された)は、財産の少い一方からの請求により、これを平等に分配するというのである。

このような事情のもとで、まず1975年の「家族法改正法」(The Family Law Reform Act)が制定された。この法律は、人格の單一性(Unity of personality)というコモン・ローの原理の痕跡を最終的に取り除き、また「前払いの推定」(presumption of advancement)を廃止して、「復帰信託」(presumption of the resulting trust)でおき代えた。また、夫婦の

一方は、彼または彼女が労働、金銭または金銭的な価値で寄与したとき、婚姻関係を理由に賠償または財産上の利益を請求する権利を奪われることではなく、さらに夫婦は寄与が単に夫婦の一方に期待されるにすぎないものであったという理由で、権利を奪われることはないとする。しかし、婚姻が解消されるとき、婚姻財産が夫婦間でいかに公正に分配されるかの問題を扱うにはいたっていない。

その後、州政府は改めて1976年の「家族法改正法」(The Family Law Reform Act)を提案する運びとなり、同年3月31日より施行された。これによれば、「家族財産」(Family assets)いう制度が採用されている。配偶者または未成年の子により、家族の目的のために一般に使用される夫婦双方または一方の財産を意味している。婚姻の継続中は特有財産を維持するけれども、婚姻無効判決が言渡されるとき、または夫婦が別居して、同居を回復する合理的な期待が存在しないとき、裁判所はときに応じて、平等または不平等に婚姻財産を分配する権利を与えられる。だが、実際上、大多数の妻は、婚姻中に夫が取得した年金、株式などに対し、ごく限られた主張しかできないし、夫が死亡した場合には適用されないことにも批判が生じていた。

改正のための法案は、最初、1985年6月4日に法務長官アラン・ボーブ氏により、フランク・ミラー知事の進歩保守党政府に提出されたが、その後、デービッド・ピーターソン知事の政府の法務長官アイアン・スコット氏により採用された。1985年6月4日の第一読会、同年10月22日の第二読会を経て、司法委員会(The Administration of Justice committee)に付託され、多くの修正が加えられた。そして、第三読会を経て、1986年1月17日に国王の裁可を得て、77カ条から成る「家族法典」(The Family Law Act)として、1986年3月1日より施行されることになった。

ここでは、各章の題目のみをあげておく。

第1章 家族財産 (Family property)

家族法典 1986年

- 第2章 婚姻住宅 (Matrimonial Home)
- 第3章 扶養義務 (support obligation)
- 第4章 家事契約 (Domestic Contracts)
- 第5章 扶養家族の損害賠償請求 (Dependant's claim for Damages)
- 第6章 コモン・ローへの修正 (Amendments to the common Law)
-
-

第1条 定義

(1) 本法において

“子”には、親がその子を彼または彼女の子として扱う確定的な意思を表示した人を含む。ただし、協定のもとに、子が法定の監護者により、有価約因のため、養家族の中におかれたときは、この限りでない。

“同居”とは、婚姻の内外を問わず、夫婦として共同生活をすることを意味する。

“裁判所”とは、地区裁判所 (provincial Court) の家事部 (Family Division), 統一家庭裁判所 (Unified Family court), 地方裁判所 (District Court) または高位裁判所 (supreme Court) を意味する。

“親”には、子を彼または彼女の子として扱う確定的な意思を表示した人を含む。ただし、協定のもとに、子が法定の監護者により、有価約因のため、養家族の中におかれたときは、この限りでない。

“父性合意”とは、第4章 (家事契約) に定義される父性合意を意味する。

“配偶者”とは、

- (a) 互いに婚姻しているか、または
- (b) 本法のもとで権利を主張する人の側が善意で、取消しうるか、

または無効な婚姻を継続した男女

を意味する。

(2) 重婚。 配偶者の定義において、婚姻に言及する場合に、法体系がそれを有効と認める地域で挙式されたとき、現実的または潜在的な重婚を含む。

第2条 適用の停止

(1) 本法の適用において、夫婦の問題を適切に解決するため、他の事項が最初にまたは同時に決定される必要があるか、それが望ましいことが裁判所に明らかになるとき、裁判所は、適切と考える他の手続が提起されるか、または決定されるまで、適用を停止することができる。

(2) すべての手続を1つの裁判所で。 本法が別の定めをするときを除き、本法のもとで適用をうける当事者である人は、だれでも、本法のもとで、他の裁判所に、別の申立をすることはできないものとするが、裁判所は、手続が他の裁判所に移送されることを命じることができる。しかし、最初の裁判所の意見によれば、他の裁判所の方が、同時に決定されるべき争点を決定するのに適しているとき、手続が他の裁判所に移送されることを命じることができる。

(3) 高位裁判所または地方裁判所での適用。 高位裁判所または地方裁判所において、本法のもとでの適用は、訴訟 (action) または申立 (application) によるものとする。

(4) 再婚に対する障碍除去の供述。 第7条 (純家族財産)、第10条 (夫婦間の問題)、第33条 (扶養)、第34条 (裁判所の権限) または第37条 (変更) のもとで申立をする一方当事者は、

(a) 供述する本人が、彼または彼女の支配のもとにあり、他方配偶者の信じている再婚を阻止すべきすべての障碍を除去したこと、および

(b) 他方配偶者が請求したにかかわらず、そうしなかったことを表示しながら、宣誓または制定法上の宣言により立証された供述を他

方当事者に送達し、さらに裁判所に提出することができる。

(5) 同一。供述の送達より10日以内、または裁判所が許可するそれより長い期間内に、第4号のもとで供述を送達した当事者は、宣誓または制定法上の宣言により立証された供述の本人が、彼または彼女の支配のもとにあり、他方配偶者の信じている再婚を阻止すべきすべての障礙を除去したことを表示しながら、供述を他方当事者に送達し、さらに裁判所に提出するものとする。

(6) 却下など。当事者が第5項に従わない場合に

- (a) 当事者が原告であるとき、手続は却下される。
- (b) 当事者が被告であるとき、抗弁は拒否される。

(7) 例外。第5項および第6項は、手続において、費用または他の救済を請求しない当事者に適用しない。

(8) 期間の延長。裁判所は、申立により、本法で規定された期間を、

- (a) 救済申立につき一応の理由があるとき
- (b) 善意で招かれた遅延のため、救済を利用できないとき、および
- (c) 遅延によりだれも実質的な損害を蒙らないとき

延長することができる。

(9) 整然とした契約の統合。本法において扱われる事項に関する家事契約の条項は、本法のもとに整然と統合されることがある。

(10) 本法は契約に従う。本法においても扱われる事項に関する家事契約は、本法が別の定めをしない限り、優先する。

(11) 命令の登記。不動産に関し本法のもとでなされる命令は、命令の予告をうけず、善意で行動する人の不動産に関する利益に影響を及ぼさない。ただし、命令が適切な土地登記事務所に登記されるときは、この限りでない。

第3条 調 停

(1) 本法のもとでの申立において、裁判所は、申立により、裁判所が特定する事項を調停するために当事者が選定した人を指名することができる。

(2) 行為への同意。 裁判所は、

(a) 調停者として行為するのに同意した人、および

(b) 裁判所により特定された期間内に裁判所に報告書を提出するのに同意した人

のみを指名するものとする。

(3) 調停者の義務。 調停者は、当事者およびそうすることが適切と判断するとき、子と相談し、当事者間の合意を得るために努力するものとする。

(4) 完全または制限的な報告書。 調停に入るに先立ち、当事者は

(a) 調停者が彼または彼女が関連すると判断するすべてのことを含め、調停に関する完全な報告書を提出するか、または、

(b) 調停者が当事者によって達せられた合意のみをのべるか、または当事者の合意が得られなかつたことのみをのべる制限的な報告書を提出するか

決定するものとする。

(5) 報告書の提出および写し。 調停者は、当事者の決定したように、裁判所の事務官または登記官に完全または制限的な報告書を提出するものとし、各当事者にその写しを与えるものとする。

(6) 調停中の自白など。 調停者は、制限的な報告書を提出することを当事者が決定したとき、調停中にのべられたこと、または自白もしくは通信は、どの手続においても、証拠とすることは許されない。ただし、調停者を任命する手続の当事者全員が同意するときは、この限りでない。

(7) 手数料および費用。 裁判所は、当事者に対し、調停者の手数

料および費用の支払いを要求し、命令の中で、各当事者が支払いを要求される手数料および費用の割合または金額を特定するものとする。

(8) 同一。重要な財政上の困難。裁判所は、支払いが他方当事者に重大な財政上の困難を引き起すと確信するとき、一方当事者にすべての調停者の手数料および費用を支払うよう請求することができる。

第1章 家族の財産

第4条 定義

(1) 本章において

“裁判所”は、第1条1項で定義された裁判所を意味するが、地区裁判所の家事部は含まない。

“婚姻住宅”は、第18条のもとでの婚姻住宅を意味し、評価の日に同条のもとで婚姻住宅である財産を含む。

“純家族財産”は、第2項に規定された財産を別として、

- (a) 夫婦の債務および他の責任、および
- (b) 婚姻住宅以外で、婚姻の日現在で評価された夫婦の債務および責任を控除したのち、夫婦が婚姻の日に所有した財産の価額を控除したのちのすべての財産の価額を意味する。

“財産”は、不動産または動産の確定または不確定な現在または将来のすべての利益を意味し、

- (a) 夫婦がそれにつき、単独または他人と共に、彼または彼女の利益に行使できる指名権を有する財産
- (b) 夫婦の一方により処分された財産であるが、それにつき、夫婦が単独または他人と共に、処分の取消権または財産を消費もしくは処分する権限を有している財産
- (c) 年金特権法 (Pension Benefits Act) の第21条1項(9)号により付与された年金プランのもとでの夫婦の年金への使用者の貢献を含む。

“評価日”は、以下の内で最も近いものを意味する。

1 夫婦が別居し、彼等が同居を回復する合理的な期待が存在しない日

2 離婚判決が言渡される日

3 婚姻の無効が宣言される日

4 夫婦の一方がのちに規定される第5条3項(財産管理上の消耗)にもとづき、申立を開始する日

5 夫婦の一方が他方の生存中に死亡する日の前日

(2) 除外される財産。夫婦の一方が評価の日に所有する下記の財産の価額は、夫婦の純家族財産の一部を構成しない。

1 婚姻住宅以外で、婚姻の日以後に第三者より贈与または相続で取得した財産

2 贈与者または遺言者が、それは夫婦の純財産より排除されることを明言するとき、第1号に引用された財産よりの収入

3 身体傷害、神経ショック、精神病または補導、世話および交友関係の喪失を理由とする損害賠償額もしくは損害賠償請求権またはこれらの損害賠償額を表示するセトルメントの部分

4 保険法に定められた生命保険証券による手取金または手取金請求権

5 第1号ないし第4号に引用された財産の中に発見できる婚姻住宅以外の財産

6 夫婦が家事契約により、夫婦の純家族財産に含めないと合意した財産

(3) 取消、排除に関する立証責任。“純家族財産”的定義のもとでの取消または第2項のもとでの排除の立証責任は、それを請求する人が負う。

(4) 事業の終結。本法が価格は定められた日に評価されることを要求するとき、事業の終結に関しては、その日で評価されるものとする。

(5) 純家族財産はゼロより少くない。 第1項、第2項および第4項のもとで計算された純家族財産がゼロより少くないとき、ゼロに等しいとみなすものとする。

第5条 純家族財産の均等化

(1) 離婚判決が言渡されるか、婚姻の無効が宣言されるか、または夫婦が別居し、彼等が同居を回復する合理的な期待が存在しないとき、2人のうち純家族財産の少い配偶者は、その差額の半分につき、権利を有する。

(2) 同一。夫婦の一方が死亡する場合に、死亡配偶者の純家族財産が生存配偶者の純家族財産を越えるとき、生存配偶者は、その差額の半分につき、権利を有する。

(3) 夫婦の純家族財産の不用意な消耗。夫婦が同居する場合に、夫婦の一方が不用意に彼または彼女の純家族財産を消耗するとき、他方配偶者は第7条のもとで、申立により、純家族財産の差額を、夫婦が別居し、彼等が同居を回復する合理的な期待が存在しないかのように、分割することができる。

(4) それ以上の分割はない。裁判所が第3項にもとづく分割を命じたのち、夫婦はいずれも彼等の婚姻につき、第7条のもとでさらに申立をすることはできない。

(5) 同一。第4項は、夫婦が同居を継続するときでも適用する。ただし、夫婦間の家事契約が別の定めをするときは、この限りでない。

(6) 分け前の変更。裁判所の意見によれば、純家族財産を衡平に分割することが不當であるとき、裁判所は

- (a) 夫婦の一方が、婚姻の日に存在する債務または他の責任を他方配偶者に開示すること。
- (b) 夫婦の一方の純家族財産の減少として主張される債務または他の責任が、不注意または悪意で引き起されたこと
- (c) 夫婦の一方の純家族財産の一部が他方配偶者による贈与から

成ること

- (d) 夫婦の一方が彼または彼女の純家族財産を故意または不注意で減少させること
- (e) 夫婦の一方が、さもなければ、第1項、第2項または第3項のもとで得ることができたはずの金額が、5年より短い同居の期間に関連し、不均合に多額であること
- (f) 夫婦の一方が他方配偶者よりも、家族の扶養のために不均合に多額の債務または他の責任を引き起したこと
- (g) 家事契約でない夫婦間の書面による合意、または
- (h) 財産の取得、処分、保存、維持または改善に関する他の事情を考慮し、夫婦の一方に、純家族財産の差額の半分よりも多く、または少く与えることができる。

(7) 目的。本条の目的は、子の監護、世帯の経営および財政的な準備が夫婦の共同責任であること、また夫婦の関係に固有のものとして、財政的にせよ、そうでないにせよ、夫婦がこれらの責任を引受けることにより、第6項にのべる衡平な考慮のみに従い、各配偶者に純家族財産の均等化の権利を与えながら、そこに平等な貢献が存在すると認めることにある。

第6条 選択：夫婦の遺言

(1) 夫婦の一方が遺言を残して死亡するとき、生存配偶者は、遺言に従うか、または第5条のもとで権利付与をうけるか、選択するものとする。

(2) 同一。配偶者の無遺言相続。夫婦の一方が無遺言で死亡するとき、生存配偶者は、相続法改正法のもとで権利付与をうけるか、または第5条のもとで権利付与をうけるか、選択するものとする。

(3) 同一。配偶者の部分的な無遺言相続。夫婦の一方がある財産に関して遺言し、他の財産について無遺言で死亡するとき、生存配偶者は、遺言に従い、相続法改正法の第2章のもとで権利付与をうける

か、または第5条のもとで権利付与をうけるか、選択するものとする。

(4) 不動産以外の財産。部分的な無遺言相続のとき、遺言に従うか、相続法改正法の第2章のもとで権利付与をうけるか、選択し、または両方をうける生存配偶者は、彼または彼女が初めの配偶者の死亡を理由に権利を付与される他の財産もうけるものとする。

(5) 遺言による贈与。生存配偶者は、第5条のもとでの権利付与に加え、遺言が明白にかかる結果を表示するとき、死亡配偶者の遺言で彼または彼女になされた贈与をうけるものとする。

(6) 保険。その他。生存配偶者が、死亡配偶者の生命または彼もしくは彼女が構成員である仲間にかけられた、保険法に定義される保険証券の受益者であるか、または死亡配偶者の死亡による支払いを定める年金プランもしくは類似のプランの受益者である場合に、死亡配偶者が明白にかかる結果を書面で指示するとき、第5条のもとでの権利付与に加え、証券またはプランのもとで支払をうけるものとする。

(7) 第5条のもとで権利付与をうけることを選択する効果。生存配偶者が第5条のもとで権利付与をうけることを選択するとき、死亡配偶者の遺言の中で彼または彼女になされた贈与は、取消され、遺言は、生存配偶者が他方より前に死亡していたと解釈されるものとする。ただし、遺言が明白に、贈与は第5条のもとでの権利付与に追加するものであることを定めるときは、この限りでない。

(8) 同一。生存配偶者が第5条のもとで権利付与をうけることを選択するとき、

- (a) 相続法改正法の第2章のもとでの権利付与、および
- (b) 第6項に定められた保険証券、年金プランまたは類似のプランのもとで支払いをうける権利を放棄したとみなされるものとする。ただし、死亡配偶者が明白に、支払いは第5条のもとでの権利付与に追加するものであることを定めるときは、この限りでない。

(9) 選択する方法。 生存配偶者の選択は、最初の配偶者の死亡後、6カ月以内にオンタリオ検認・後見事務官の事務所に提出されるものとする。

(10) 選択とみなされる。 生存配偶者が前項の期間内に選択を提出しないとき、彼または彼女は、遺言をうけるか、相続法改正法のもとで権利付与をうけるか、または事情に応じ両方をうけるか、選択したものとみなされるものとする。ただし、裁判所が、申立により、他の命令をするときは、この限りでない。

(11) 配偶者の権利付与が優先する。 第5条のもとでの配偶者の権利付与は

- (a) もしあれば、第12項に従う死亡配偶者の遺言の中でなされた贈与
- (b) 相続法改正法の第2章（無遺言相続）のもとでのある人の不動産の分け前の権利
- (c) 相続法改正法の第5章（扶養家族の扶養）のもとで、死亡配偶者の子に有利な命令を除き、不動産に対してなされる命令に優先する。

(12) 例外。 第5条のもとでの配偶者の権利付与は、死亡配偶者が善意で、有価約因と引き代えに、締結した契約に従ってなされた遺言による贈与に優先する。ただし、贈与の価額が、裁判所の意見によれば、約因を越える範囲を除く。

(13) 死亡より6カ月間は、分配が制限される。 配偶者の死亡より6カ月以内は、死亡配偶者の不動産の管理の中で、分配はなされないものとする。ただし、

- (a) 生存配偶者が分配につき、書面で同意するか、または
 - (b) 裁判所が分配を許可するときは
- この限りでない。

(14) 同一。 申立の通知。 人格代表者が本章のもとで通知をう

けたのち、死亡配偶者の死亡の管理の中で、分配はなされないものとする。ただし、

- (a) 申立人が分配に書面による同意を与えるとき、または
- (b) 裁判所が分配を許可するとき

は、この限りでない。

(15) 制限期間の延長。 裁判所が第5条2項にもとづく夫婦の申立のための期間を延長するとき、命令の日以前に、申立の通知なしに分配された死亡配偶者の財産は、死亡配偶者の純家族財産に算入されないものとする。

(16) 例外。 第13項、第14項は、死亡配偶者の扶養家族に彼等の扶養のため、合理的な前払いをすることを禁止しない。

(17) 定義。 第16項によれば、扶養家族は、相続法改正法の第5章と同じことを意味する。

(18) 人格代表者の責任。 人格代表者が第13項または第14項に違反する分配をするとき、裁判所は、本章のもとで不動産に対して命令し、分配されなかった不動産の部分が命令を満足させるに充分でないとき、人格代表者は、申立人に対し、分配された金額または命令を満足させるよう要求される金額のうち、額の少い方につき、責任を負う。

(19) 管理を延長する命令。 生存配偶者の申立により、裁判所は、裁判所が決定する期間および範囲で、死亡配偶者の不動産の管理を延長するよう命じることができる。

第7条 裁判所への申立

(1) 裁判所は、夫婦の一方、前配偶者または死亡配偶者の人格代表者の申立により、第5条のもとで配偶者の権利付与に関する事項を決定することができる。

(2) 人的訴訟：不動産。 第5項(1)号、(2)号および(3)号による権利付与は、夫婦間の人的なものであるが、しかし

- (a) 第5条1項または3項にもとづき、配偶者の死亡前に開始さ

れた申立は、死亡配偶者の不動産により、またはそれに対し、継続されることができる。

- (b) 第5条2項にもとづく申立は、死亡配偶者の不動産により、またはそれに対してなされることができる。
- (3) 制限。 第5条1項または2項にもとづく申立は、
 - (a) 婚姻が離婚または無効判決により終了する日より2年間
 - (b) 夫婦が別居し、彼等が同居を回復する合理的な期待が存在しない日より6年間
 - (c) 初めの配偶者の死亡後、6カ月

のうち最も早い時期より以後は、できないものとする。

第8条 財産の報告書。

第7条のもとでの申立において、各当事者は、裁判所の規則により定められた方法および様式により

- (a) (i) 婚姻の日
 - (ii) 評価の日
 - (iii) 報告の日
- における当事者の財産、債務および他の責任
- (b) 当事者が“純家族財産”の定義のもとで主張する控除
 - (c) 当事者が第4条2項のもとで主張する排除
 - (d) 報告書の作成にとりかかる直前の2年間か、または婚姻中か、いずれか短期間の方で、当事者が処分したすべての財産

の詳細な内容を開示する、宣誓または制定法上の宣言により立証された報告書を他方に送付し、また裁判所に提出するものとする。

第9条 裁判所の権限

- (1) 第7条のもとでの申立において、裁判所は、
 - (a) 夫婦の一方が他方配偶者に、裁判所が本章のもとで該配偶者が権利を付与されるべきであると判断する金額を支払うよう
 - (b) 財産上の負担を含む保証が、命令により課せられる義務を遂

行するために、与えられるよう

- (c) 困難をさけるために必要なとき、(a)号に示された金額が、10年を越えない期間内に分割払いに支払われるよう、または金額の全部もしくは一部の支払いが、10年を越えない期間、延長されるよう
- (d) 命令により課せられる義務を満足させるのに適切なとき、
 - (i) 財産が夫婦の一方に移転され、信託とされ、もしくは譲渡されるか、または
 - (ii) ある財産が分割され、または売却されるよう

命じることができる。

(2) 財政上の情報、査察。裁判所は、財産の移転もしくは支払いの延期を命じるとき、またはその後の申立により、支払うべき義務を負う配偶者が

- (a) 他方配偶者に定期的な財政報告を含む特定の財産上の情報を提供し、さらに
- (b) 裁判所の命じるところに従い、他方配偶者によるか、他方配偶者の利益のため、配偶者の特定の財産を調査することを許可するものとする。

(3) 変更。財産を移転する義務を負うか、または支払いを延期された配偶者の事情に重大な変化が生じたと裁判所が確信するとき、裁判所は、申立により、命令を変更することができるが、裁判所は、本章のところで配偶者が付与されるべきであると決定した金額を変更しないものとする。

(4) 10年の期間。第3項および第2条8項（期間の延長）は、第1項(c)号の定める10年の期間を越える支払いの延期を許可しない。

第10条 夫婦間の権限の問題の決定。

(1) 人は、特定の財産の所有権または相続権に関する彼もしくは彼女の配偶者または前配偶者との間の問題を決定するため、裁判所に申立

てることができる。裁判所は、

- (a) 所有権または占有権を宣言すること
- (b) 財産が処分されたとき、夫婦の一方の利益のために賠償を支払うよう命じること
- (c) 財産がその中の利益を実現するために分割または売却されべく命じること
- (d) 命令により課せられた義務を履行するため、財産上の負担を含め、夫婦の一方または双方が保証を与えること

を命じることができ、さらに付随的な命令をし、または付隨的な指示をすることができる。

(2) 不動産。 第1項にもとづく申立は、死亡配偶者の不動産により、または継続的にそれに対しなされることができる。

第11条 事業または農場の経営

(1) 第9条または第10条のもとでなされる命令は、経営する事業または農場の売却を要求したり、それを結果するよう、または経営をはなはだしく損うようになされないものとする。ただし、判定を満足させる合理的な対案としての方法がないときは、この限りでない。

(2) 第1項に従い、裁判所は

- (a) 夫婦の一方が他方に、事業または農場よりの利益の分け前を支払うよう、さらに
- (b) 事業または農場が法人であるとき、夫婦の一方が他方に法人の株式を移転し、または法人が他方に法人の株式を発行するよう、命じることができる。

第12条 保管命令

第7条または第10条のもとでの申立において、裁判所が、本章のもとで他方配偶者の利益を保護するために必要であると判断するとき、裁判所は、

- (a) 配偶者の財産の消耗を抑制し、また

(b) 財産の占有, 引渡し, 安全確保および保管のため
仮命令または終局命令をすることができる。

第13条 保証の変更および実現。

裁判所が, 本章のもとでの義務の履行のため, 保証を命じ, またはある財産を負担としたとき, 裁判所は, 申立により,

- (a) 命令を変更もしくは免除し, または
- (b) 財産につき利益を有するすべての人に通知し, 保証または責任を実現する目的で, その売却を命じることができる。

第14条 推定。

復帰信託の推定に適用される法則は, 夫婦間の財産の所有権の問題に, 彼等が婚姻していなかったかのように, 適用されるものとする。ただし,

- (a) 財産が合有者としての夫婦の名で保有されている事実は, 夫婦が財産を合有者として所有する意思であることの一応の証拠であり, さらに
- (b) 夫婦双方の名で預金されている金錢が, (a)号の目的のため, 合有者としての夫婦の名でなされないとみなされる

場合は, この限りでない。

第15条 法律の抵触。

婚姻関係より生じる夫婦の財産権は, 夫婦双方が彼等の最後の居所をもっていた場所の内国法により決定されるか, または夫婦が最後の共通の居所をもった場所がないとき, オンタリオの法律により, 決定される。

第16条 本章の適用

- (1) 本章は, 夫婦により所有される財産に,
 - (a) 本法施行前または施行後に彼等が婚姻したかどうか, および
 - (b) 財産が本法施行前または施行後に取得されたかどうかを問わず

す

適用する。

- (2) 第14条の適用。 第14条は, 推定を引き起す事件が本法施行前

または施行後に生じたかどうかを問わず、適用する。

第2章 婚姻住宅

第17条 定義。

本章において

“裁判所”とは、第1条1項に定義される裁判所を意味するが、地区裁判所（家事部）は含まない。

“財産”とは、不動産または動産を意味する。

第18条 婚姻住宅

(1) ある人がそれに権利を有し、夫婦が別居したとき、および別居当初よりその人および彼または彼女の配偶者が彼等の家族の居所として占有しているか、占有していたすべての財産は、婚姻住宅である。

(2) 株式の所有権。法人によって所有される住宅全体を占有する権利を所有者に付与する法人の株式または株式に関する利益の所有権は、第1項のために、住宅全体に関する利益とみなされるものとする。

(3) 農場上の居所。婚姻住宅を含む財産が正常に居所以外の目的に使用されるとき、婚姻住宅は、単に居所を使用し、享受するに必要と合理的にみなされる財産の一部にすぎない。

第19条 婚姻住宅の占有

(1) 夫婦双方は、婚姻住宅を占有する平等の権利を有する。

(2) 同一。夫婦の一方のみが婚姻住宅に関する利益を有するとき、他方配偶者の占有権は

(a) 初めの配偶者に不利に一身専属的なものであり、また

(b) 彼等が夫婦であることを止めるときに終了する。ただし、別居合意または裁判所の命令が他の定めをするときは、この限りでない。

第20条 婚姻住宅の指定

(1) 夫婦の一方または双方は、彼等の一方または双方により所有さ

れる財産を、本法のもとで作られた規則に定められる様式で、婚姻住宅と指定することができる。

(2) 隣接する財産。 指定には、指定の中で定められた財産および婚姻住宅に隣接する財産を含めることができる。

(3) 登記。 指定は、適切な土地登記所に登記されることがある。

(4) 夫婦双方による登記の効果。 夫婦双方によりなされた指定の登記により、第18条のもとでの婚姻住宅以外の財産は、夫婦双方の登記により、婚姻住宅でなくなるものではない。

(5) 夫婦の一方による指定の効果。 夫婦の一方のみによりなされた指定の登記により、第18条のもとで婚姻住宅である他の財産は、いぜんとして婚姻住宅である。

(6) 指定の取消し。 婚姻住宅の指定は、

- (a) 本法のもとで作成された規則により定められる様式で、当初の指定をした人によりなされた取消し
- (b) 異婚終局判決または無効判決
- (c) 指定を取消す第23条(e)号のもとでの命令、または
- (d) 夫婦の一方の死亡の証拠

の登記またはその提出により、取消される。

(7) 他の婚姻住宅の回復。 夫婦双方によりなされた婚姻住宅の指定が取消されるとき、婚姻住宅である他の財産につき、第18条を適用する。

第21条 婚姻住宅の譲渡

(1) 夫婦はいずれも、以下の場合を除き、婚姻住宅に関する権利を処分し、またはそれに負担を負わせることはできないものとする。

- (a) 他方配偶者が取引の証書に参加し、または合意するとき
- (b) 他方配偶者が本章のもとで、別居合意により全財産を放棄したとき

- (c) 裁判所の命令が取引を許可したか、または本章の適用から財産を解放したとき
 - (d) 財産が夫婦双方により婚姻住宅として指定されておらず、夫婦双方により他の財産が婚姻住宅として指定され、その登記が取消されていないとき
- (2) 取引の無効。夫婦の一方が第1項に違反し、婚姻住宅に関する利益を処分し、またはそれに負担を負わせるとき、取引は第23条のもとでの申立により、無効とされることができる。ただし、申立のときに利益または負担を有する人がそれを有償、善意で、しかも財産が婚姻住宅であったことの予告なしに、それを取得するか、取得するのに合意したときは、この限りでない。
- (3) 婚姻が婚姻住宅でない証拠。第2条のために
- (a) 処分または負担のとき、彼または彼女は夫婦でなく、または夫婦でなかったことを宣言する
 - (b) ある人が彼または彼女の配偶者と別居していない夫婦であり、財産が彼等の居所として夫婦により正常に占有されていないことを宣言する
 - (c) ある人が彼または彼女の配偶者と別居している夫婦であり、財産が、彼等の別居のとき、彼等の婚姻住宅として夫婦により正常に占有されていなかったことを宣言する
 - (d) 財産が夫婦双方により婚姻住宅として指定されていないとき、夫婦双方により他の財産を婚姻住宅とする指定が登記され、取消されていないことを宣言するか、または
 - (e) 他方配偶者が別居合意により、本章のもとですべての権利を放棄したことを宣言する

財産を処分し、または負担を負わせる人による報告書は、その人の不利に処分または負担がなされる人が反対の通知をするときは別として、その財産は婚姻住宅でない充分な証拠とみなされるものとする。

(4) 同一。弁護士の個人的な理解。報告書は、弁護士の個人的な理解にもとづき、処分または負担する人の弁護士により作成されるとき、財産が婚姻住宅でない充分な証拠とされるものとする。

(5) 法の作用として生じる留置権。本条は、法の作用による財産上の利益の取得または法律扶助法の第18条のもとでの留置権の取得に適用しない。

第22条 買戻しおよび通知

(1) ある人が婚姻住宅である財産に対し、留置権、負担もしくは強制執行または賃借権の剥奪の実現にとりかかるとき、第19条のもとで占有権を有する配偶者は、賃借権剥奪に対し、他方配偶者と同等の買戻権または救済権を有し、請求およびその強制または実現に関する同様の通知をうける権利を有する。

(2) 通知をうけること。第1項のもとで夫婦の一方が権利を与えられる通知は、配偶者に、本人自ら、または書留郵便により、彼または彼女の通常または最後に知られた住所に、それがなければ、婚姻住宅の住所に送付または手渡されたとみなされるものとし、また通知が郵便により送付または手渡されるとき、送達は発送の日後、5日目になされたものとみなされるものとする。

(4) 配偶者による支払い。夫婦の一方が第1項により与えられた権利を行使して支払うとき、支払いは、留置権、負担、強制執行または財産の没収を生じさせる請求の償いとして適用されるものとする。

(5) 実現することは、配偶者が不在でもできる。他の法律の規定にかかわらず、留置権、負担、強制執行の実現にとりかかり、または没収を実行する人が、その目的のために充分な明細書をもたず、また第2項および抵当法の第32条のもとでなされた通知に返事がないとき、財産没収の実現または実行は、配偶者の不在のまま、本法のもとでの配偶者の利益および権利を考慮することなく、財産没収の実現が完了するまで、継続することができる。

第23条 不動産の譲渡に関する裁判所の権限。

裁判所は、財産に利益を有する夫婦の一方またはある人の申立により、命令で、

- (a) 財産が婚姻住宅なのかどうか、そうであるとき、その内容を決定し
- (b) 婚姻住宅の処分または負担を許可し、同意を必要とする配偶者が
 - (i) 発見されないか、利用できること
 - (ii) 同意を与えること、また取消すことができないこと
 - (iii) 不合理にも同意を与えないこと

を認定するとき、それに代わる他の同等な和解または支払いの規定を含め、裁判所が適切と判断するところに従い

- (c) 第22条のもとですることを要求される通知を免除し
- (d) 第21条1項に反する婚姻住宅に関する利益を処分し、またはそれに負担を負わせる取引を取消し、また裁判所が適切と考える条件で、利益またはその一部の再授与を命令し
- (e) 財産が婚姻住宅でないとき、第20条のもとでなされた指定の取消し

を命じることができる。

第24条 婚姻住宅の占有命令

(1) 婚姻住宅およびその内容と関係なく、また第19条（夫婦の占有権）にかかわらず、裁判所は、申立により、命令で

- (a) 婚姻住宅およびその内容の譲渡、保護および保存を定め
- (b) 裁判所が定める一定の期間、夫婦の一方に婚姻住宅の独占的または部分的な占有を与えることを命じ、また婚姻住宅である他の財産を本章の適用から除外し
- (c) 婚姻住宅の独占的な占有を与えられた夫婦の一方が他方に定期的な支払いをするよう命じ

(d) 婚姻住宅の内容またはその一部につき

(i) 占有を与えられた配偶者が使用できるように住宅の中に残すこと

(ii) 夫婦の一方または子の使用のために住宅から移動させることを命じ

(e) 夫婦の一方が婚姻住宅の修理および保存ならびにそれに関しても生じる他の責任の全部または一部を支払うか、またはこれらの目的のため、他方配偶者に定期的な支払いをするよう命じ

(f) 命じられたとおり、他方配偶者の独占的な占有権に従いながら婚姻住宅に関する配偶者の利益を処分もしくは負担することを許可し、また

(g) 第21条3項のもとで虚偽の陳述がなされるとき

(i) 虚偽の陳述をした人、または

(ii) 彼もしくは彼女が財産につき利益を取得したとき、陳述は虚偽であったことを知り、その後、利益を譲渡した人に

他の不動産を婚姻住宅に代用するよう命じるか、またはその人に、裁判所が適切と考えるなんらかの条件に従い、代わりに金銭または負担を提供するよう命じることができる。

(2) 一時的または仮りの命令。 裁判所は、申立により、第1項(a)号、(b)号、(c)号、(d)号または(e)号のもとで、一時的または仮り命令をすることができる。

(3) 独占物な占有命令、標準。 独占的な占有を命じるかどうか、決定するに当り、裁判所は

(a) 影響をうける子の最善の利益

(b) 第1章（婚姻住宅）のもとで現存する命令および現存する扶養命令

(c) 夫婦双方の財政的な立場

(d) 当事者間の書面による同意

(e) 他の適切で余裕のある設備の有効性

(f) 夫婦の一方が他方配偶者または子に対して加えた暴行を考慮するものとする。

(4) 子の最善の利益。 子の最善の利益を決定するに当り、裁判所は

(a) 子が他の施設に移ることによる破壊的な効果の可能性

(b) 彼等が合理的に確認できるとき、子の見解および選択を考慮するものとする。

(5) 犯罪。 独占的占有命令に違反する人は有罪であり、有罪決定により責任を負わされる。

(a) 初犯のとき、1,000ドルを越えない罰金もしくは3カ月を越えない期間の拘禁もしくはこの両方、さらに

(b) 再犯またはそれ以降のとき、10,000ドルを越えない罰金もしくは2年を越えない期間の拘禁またはこの両方

(6) 令状なしの逮捕。 警察官は、独占的占有の命令に違反した合理的で蓋然的な理由があると信じる人を、令状なくして逮捕することができる。

(7) 現存する命令。 第5項および第6項は、また本法施行後に、家族法改正法の第5章のもとでなされた独占的占有の命令に対する違反にも適用する。

第25条 占有命令の変更

(1) 第24条1項(a)号、(b)号、(c)号、(d)号または(e)号のもとでなされた命令の中で指名された人または彼もしくは彼女の人格代表者の申立により、事情に重大な変更が生じたと裁判所が確信するとき、裁判所は、命令を解除、変更または延期することができる。

(2) 売却条件の変更。 第23条(b)号もしくは(d)号または第24条1項のもとでなされた命令で課せられた条件に従う人または彼もしくは彼女の人格代表者の申立により、裁判所が条件はもはや適切でないと確信す

るとき、裁判所は、それらを解除、変更または延期することができる。

(3) 現存する命令。 第1項および第2項は、家族法改正法の第3章の関連する規定のもとでなされた命令にも適用する。

第26条 婚姻住宅の合有

(1) 夫婦の一方が他方配偶者とではなく、第3者と合有者として婚姻住宅に利益を有しながら死亡するとき、合有は死亡の直前に切断されたとみなされるものとする。

(2) 配偶者の死亡後、60日の期間。 第19条2項(a)号および(b)号(配偶者の占有権の終了)の規定にかかわらず、婚姻住宅にいかなる利益も有しないが、他方配偶の死亡のときにそれを占有している夫婦の一方は、独占的命令によるかどうかを問うことなく、配偶者の不動産、賃料につき、配偶者の死亡後、60日間、占有を継続する権利を与えられる。

第27条 命令の登記

本章または家族法改正法の第5章のもとでなされた命令は、登記法および土地権限法のもとで、土地の不利に登記することができる。

第28条 本章の適用

- (1) 本章は、オンタリオに位置する婚姻住宅に適用する。
- (2) 同一。 本章は
 - (a) 夫婦が本法施行の前後のいずれに婚姻したかを問わず、また
 - (b) 婚姻住宅が本法施行の前後のいずれに取得されたかを問わず適用する。

つづく